

継続

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	1年(令和11年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局長
各管区警察局長
各管区警察局長

警察庁丁交企発第87号
警察庁丁交指発第59号
令和6年3月25日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」の策定について

自動車運転代行業については、平成14年6月に施行された自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づき、警察庁と国土交通省において、交通の安全及び利用者の保護を図るための業務の適正化を図ってきたところであり、自動車運転代行業の業務は、飲酒運転の根絶に向けた取組においても重要な役割を果たしているものである。

警察庁及び国土交通省においては、平成20年2月に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を策定し、利用者の利便性・安心感の向上及び自動車運転代行業の健全化を図るための施策を推進してきたところであるが、一方で、依然として白タク行為を始めとする違法行為が絶えないとの指摘等もなされているところである。

そこで、警察庁及び国土交通省では、平成23年10月以降、自動車運転代行業者やタクシー事業者の協力も得て、自動車運転代行業に関する実態調査(以下単に「実態調査」という。)を行ったところであり、今般、その結果も踏まえ、「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」(以下「健全化対策」という。)を策定したものである(別添1参照。なお、実態調査の結果については別添2参照。)

健全化対策の趣旨及び内容並びに健全化対策を踏まえて警察が推進すべき事

項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 健全化対策の趣旨及び内容

(1) 趣旨

実態調査の結果も踏まえ、

- 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶
- 利用者の安心感確保のための改善策
- 安全・安心な運転代行業者の普及促進策

の3点について、今後、警察庁及び国土交通省が検討を進めることとする具体的な対策を取りまとめたもの。

(2) 内容

次の各事項について、警察庁及び国土交通省において検討を開始することとする。

ア 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶

- (ア) 随伴用自動車への表示のペイント化【国土交通省】
- (イ) 白タク行為に係る行政処分基準の強化【国土交通省】
- (ウ) 利用者・飲食店・タクシー利用客向けの白タク行為の違法性等に関する啓発用ポスター、チラシ等の作成【業界団体】

イ 利用者の安心感確保のための改善策

- (ア) 代行運転自動車の運行に係る損害賠償措置（いわゆる運転代行保険等）の概要の説明義務化【国土交通省】
- (イ) 料金の明細を記載した領収書の発行に関する説明義務化【国土交通省】
- (ウ) 料金概算額の算出根拠の説明義務化【国土交通省】

ウ 安全・安心な運転代行業者の普及促進策

- (ア) 行政処分歴のネガティブ情報の公表【警察庁・国土交通省】
- (イ) 優良運転代行業者の評価制度の創設【業界団体】
- (ウ) 運転代行利用ガイドラインの作成【業界団体】

2 健全化対策を踏まえて警察が推進すべき事項

(1) 健全化対策の実施に向けた準備

今回の健全化対策は、警察庁及び国土交通省において、今後検討することとする事項を取りまとめたものであり、必要に応じ意見公募手続等も経

て、順次実施することが予定されている。

したがって、具体的な対策のうち警察に係るものの推進要領については、各対策の実施段階において別途指示することとなるが、都道府県警察にあつては、その迅速かつ的確な実施に向けて、健全化対策の内容を確認した上で、業界団体等との連絡の強化、行政処分歴の都道府県警察のホームページにおける掲載手順の確認等の準備を進めること。

(2) 立入検査等の監督及び違法行為に対する取締りの強化

今回の健全化対策は、依然として白タク行為を始めとする違法行為が絶えないとの指摘等や実態調査の結果を踏まえたものであり、立入検査等の監督や取締りの一層の充実が求められるところである。

したがって、都道府県警察においては、具体的な対策の実施前においても、運輸支局等と連携して、自動車運転代行業者に対する立入検査を毎年実施するなどの監督及び自動車運転代行業者による違法行為に対する取締りの強化を図ること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年3月30日

(有効期間：令和11年3月31日)

「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」 について

1. 健全化対策の策定までの経緯

平成 14 年 6 月に「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、すでに 10 年が経過しようとする中、現在、運転代行業は飲酒運転根絶のために大きな役割を担っているところである。

これまで警察庁及び国土交通省では、平成 20 年 2 月、安全で良質な自動車運転代行サービスの普及促進を図るための具体的方策を「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」として取りまとめ、それぞれに施策に取り組んできたところであるが、一方で、運転代行業者にはタクシー類似行為を始めとする違法行為を行っている業者が多い等の指摘も各方面からなされていた。

こうしたことから、両省庁では、運転代行業における諸問題を把握すべく、昨年 10 月に運転代行業界及びタクシー業界と協力・連携しながら実態調査を実施した。

今般、実態調査の結果を踏まえ、運転代行業がこれまで以上に安全かつ安心に利用され、業界全体の健全化を一層図るための対策を取りまとめた。

2. 実態調査結果の概要

実態調査の結果(別添 2 参照)の中で特に目立った傾向等は以下のとおり。

- 調査回答数は 14,721 人(一般ドライバー 4,003 人、飲食店等経営者 4,465 人、タクシー利用客 6,253 人)と前回の 4,303 人(一般ドライバー 3,228 人、飲食店等経営者 1,075 人、タクシー利用客調査は今回初めて実施)を大きく上回っている。(別添 2 : 1 頁)
- いわゆる A B 間輸送が依然として絶えず、随伴車の白タク行為も見受けられる。そのきっかけは、自ら依頼することのほか、飲食店からの紹介も目立ち、利用者及び飲食店における違法性の認識も低い。(別添 2 : 6 頁~10 頁)
- 運転代行料金については、「明細入りの領収書の発行」「不当な高額料金の防止」を望む声のほか、「料金概算額の説明がなかった」との声が目立つ。(別添 2 : 11 頁)
- 利用時のトラブル経験は前回結果を下回っているが、内容的には、「乱暴運転」「事故を起こされた」が増加。なお、「運転代行保険等未加入に伴うトラブル」は低い。(別添 2 : 12 頁)
- 利用しない理由や問題点については、前回同様、「長時間待たされる」「安心して利用できる業者が不明」「料金システムが不安」等の声が多い。(別添 2 : 14 頁~18 頁)

3. 健全化対策の概要

実態調査の結果から、大きく分けて、

- (1) 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶
- (2) 利用者の安心感確保のための改善策
- (3) 安全・安心な運転代行業者の普及促進策

の3項目について、これまで以上に効果的な対策の必要性が見受けられた。それぞれの項目において、今後検討を進める具体的な対策は以下のとおり。

(1) 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶

① 随伴用自動車への表示のペイント化

現在、随伴車の両側面に行わなければならない表示（業者名、認定番号等）の方法としては、ペイントによるもののほか、随伴車としての専用車両以外については、マグネット板等の表示板の貼り付けも可能としているところであるが、悪質な違法行為根絶のため、表示板による方法を認めないことについて検討する。（旅客自動車運送事業の用に供する自動車（タクシー）を随伴車に用いる場合を除く。）

《期待される効果》

- 外見上見極めが困難なマグネット板を外した随伴車による白タク行為の根絶が図られる。
- 運転代行業者及び従事者において、運転代行が「業」であることの意識が向上することにより、違法行為が抑止され、業界全体が健全化する。

② 白タク行為に係る行政処分基準の強化

白タク行為を行った運転代行業者については、過去2年間に法第22条に基づく行政処分等がなく、当該白タク行為が偶発的な場合における行政処分の特例（行政処分の「指示」ではなく「注意」ととどめるもの。）を廃止することについて検討する。

《期待される効果》

- 当該違反業者には直ちに違反点数が付与され、営業停止の機会が多くなることから、白タク行為の抑止と悪質業者の自然淘汰が促進される。

③ 利用者・飲食店・タクシー利用客向けの白タク行為の違法性等に関する啓発用ポスター、チラシ等の作成

運転代行業者が随伴車に客を乗せることは違法性が高い行為である旨を中心にアピールしたポスター類を、両省庁と業界団体が共同で作成し、個々の飲食店やタクシー利用客等に広く周知していくことについて検討する。

《期待される効果》

- 利用者及び飲食店等において、白タク行為が違法であることの認識が高まることにより、悪質業者の自然淘汰が促進される。

(2) 利用者の安心感確保のための改善策

① 代行運転自動車の運行に係る損害賠償措置（いわゆる運転代行保険等）の概要の説明義務化

法第12条に基づき各運転代行業者が講じている代行運転自動車の運行に係る損害賠償措置の概要について、利用者への説明義務の対象とすることについて検討する。

《期待される効果》

- 怪我をしたり、車に傷をつけられるといった利用者の不安感が払拭され、運転代行は誰もが安心して利用できるものであることのイメージが向上する。
- 利用者において、運転代行業者の運転代行保険等の加入義務に関する意識が向上し、いわゆる運転代行保険等未加入業者の自然淘汰が促進される。

② 料金の明細を記載した領収書の発行に関する説明義務化

利用者の求めに応じて明細を記載した領収書を発行することについて、利用者への説明義務の対象とすることについて検討する。

③ 料金概算額の算出根拠の説明義務化

料金の概算額に加え、その算出根拠についても、利用者への説明義務の対象とすることについて検討する。

《期待される効果》

- 利用者の料金システムに対する不透明感等が払拭され、運転代行は誰もが安心して利用できるものであることのイメージが向上する。

(3) 安全・安心な運転代行業者の普及促進策

① 行政処分歴のネガティブ情報の公表

各運転代行業者ごとの過去2年間の行政処分歴について、各都道府県警察及び国土交通省のホームページに公表する制度を創設することについて検討する。

《期待される効果》

- 下記の優良評価制度及び利用ガイドラインの普及と相まって、利用者及び飲食店等における安全・安心な運転代行業者の選択の機会が増加することにより、悪質業者の自然淘汰が促進され、業界全体が健全化する。

② 優良運転代行業者の評価制度の創設

業界団体において、優良運転代行業者の評価制度の早期創設とその普及について検討する。

なお、優良評価の要件には、運転代行関係法令の遵守状況及び一定期間の無事故無違反等のほか、随伴車の任意保険加入、労働関係法令の遵守状況、社会保険の加入状況、従業員のマナー等、事業運営全般に係る項目を盛り込むことについても検討する。

③ 運転代行利用ガイドラインの作成

上記の優良評価制度の創設に合わせ、業界団体において、利用者及び飲食店が安全・安心な運転代行業者を選ぶ際の一つの目安となるようなガイドラインの作成とその普及について検討する。

なお、ガイドラインには、運転代行業者が遵守すべき事項のほか、違法行為の事例、利用者等による運転代行業者の違法行為を助長するような事例、優良評価制度の紹介等について盛り込むことについても検討する。

《期待される効果》

- 安全・安心な運転代行業者の普及により、悪質業者の自然淘汰が促進され、業界全体が健全化する。

4. 今後の予定

各施策について実施に向けた検討を開始し、必要に応じパブリックコメント等の手続を経て順次実施する予定。

自動車運転代行業の実態調査の結果

平成24年3月29日

警察庁交通局交通企画課
国土交通省自動車局旅客課

自動車運転代行業の実態調査について

- 平成14年6月、警察庁及び国土交通省共管の「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」（以下「自動車運転代行業法」という。）が施行され、その当時約4千者であった認定業者が現在では9千者近くに増加し、自動車運転代行業は飲酒運転根絶のために大きな役割を担っているところである。
- これまで警察庁及び国土交通省においては、自動車運転代行業法の施行から5年を経過したことを契機に、平成19年10月に自動車運転代行業に関するアンケート調査（以下「前回調査」という。）を実施し、その結果等を踏まえ、平成20年2月、安全で良質な自動車運転代行サービスの普及促進を図るための具体的方策を「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」として取りまとめ、それぞれの施策の取り組みを行ってきた。
- しかしながら、一方で、自動車運転代行業者にはタクシー類似行為(いわゆる「白タク行為」)を始めとする違法行為を行っている業者が多いとの指摘が各方面からなされていたところである。
- こうしたことから、警察庁及び国土交通省では、昨年10月^(注)に自動車運転代行業界及びタクシー業界と協力・連携しながら、自動車運転代行業の実態調査を実施し、前回調査からの状況の変化や自動車運転代行業における諸問題を具体的・定量的・客観的に把握することとした。
- なお、今回の実態調査は、前回同様一般ドライバー及び飲食店等経営者に対し実施したほか、幅広く状況把握をするため、新たにタクシー利用客に対しても実施した。

調査の実施概要及びその結果については、次ページ以降のとおりである。

(注)飲食店等経営者及びタクシー利用客への調査の一部は、昨年7月に実施し、今回合わせて集計した。

自動車運転代行業の実態調査の結果

	(頁)
実態調査の実施概要について	1
1. 自動車運転代行業の利用状況について	2
2. 自動車運転代行業の普及に対する考え方について	4
3. 顧客に対する自動車運転代行業者の紹介について	5
4. 飲酒した場所から駐車場までの移動方法について	6
5. 自動車運転代行業者の随伴車をタクシー代わりに利用した経験について	8
6. 自動車運転代行業者が随伴車に客を乗せることは違法性が高いことの認識について	10
7. 自動車運転代行業の料金に対する意識等について	11
8. 自動車運転代行業の利用に際してのトラブルについて	12
9. 利用者の損害を賠償するための保険または共済（運転代行保険等）に関する意識について	13
10. 自動車運転代行業を利用できなかった（しなかった）理由について	14
11. 自動車運転代行業の普及に当たっての問題点について	15
12. 自動車運転代行業の普及方策について	17

実態調査の実施概要について

調査期間【平成23年10月1日～10月31日】（一部の府県7月1日～7月31日）

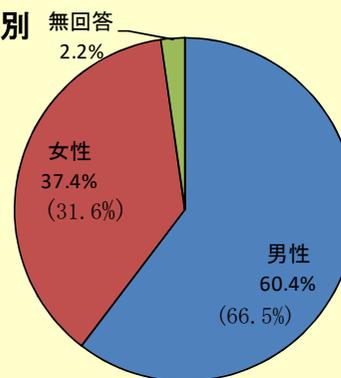
(注)グラフ上括弧内の数値は、前回調査時の同質問に対する回答率を参考表示したもの。(次ページ以降も同じ。)

一般ドライバーへの調査

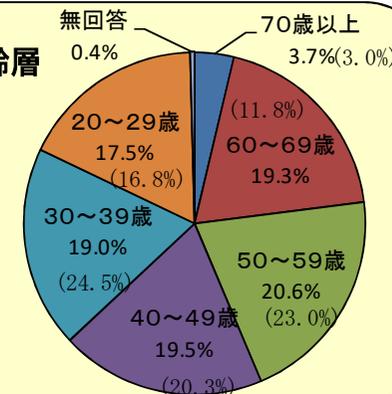
○調査回答数 4,003人（前回調査3,228人）

○調査実施方法 全都道府県警察が運転免許試験場等において調査票を配布・回収した。

回答者の性別



回答者の年齢層

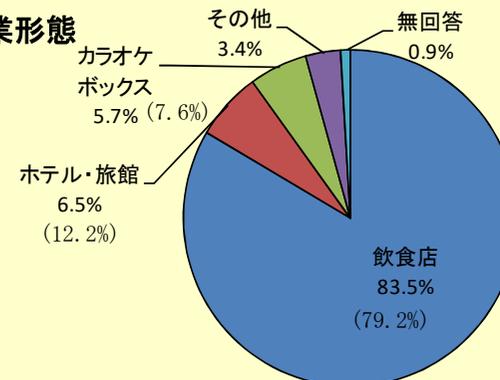


飲食店等経営者への調査

○調査回答数 4,465人（前回調査1,075人）

○調査実施方法 全都道府県において運転代行業界団体が飲食店等に調査票を配布・回収した。

回答者の営業形態

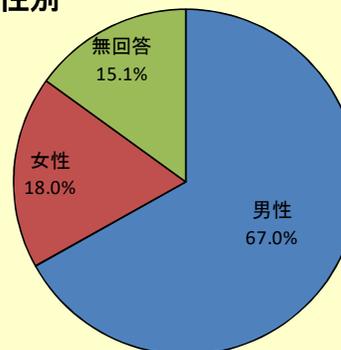


タクシー利用客への調査（新規）

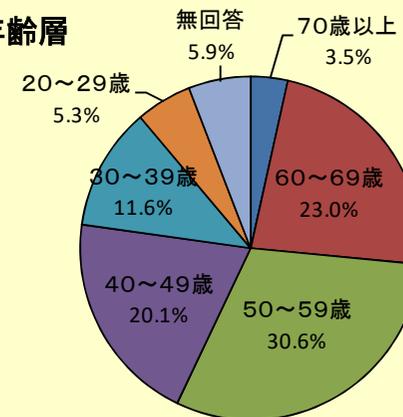
○調査回答数 6,253人

○調査実施方法 全都道府県においてタクシー運転手が夜間繁華街からのタクシー利用客に返信用封筒を添付した調査票を配布、郵送にて回収した。

回答者の性別

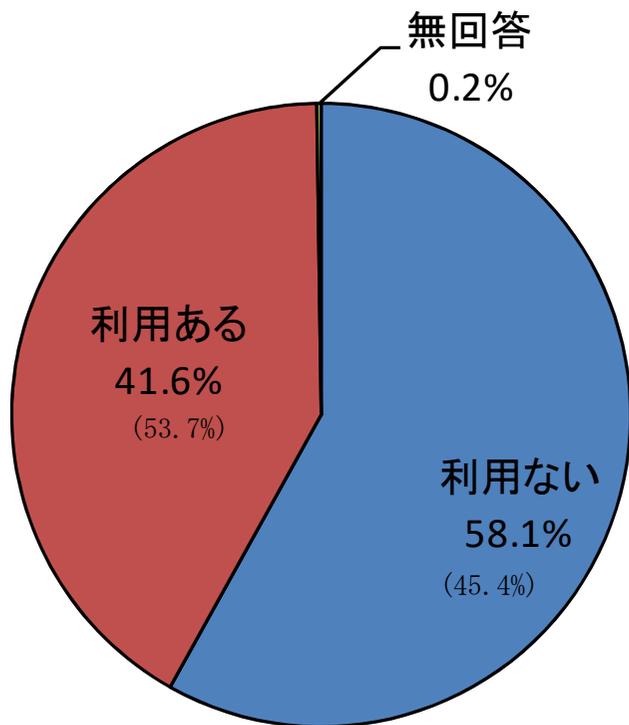


回答者の年齢層



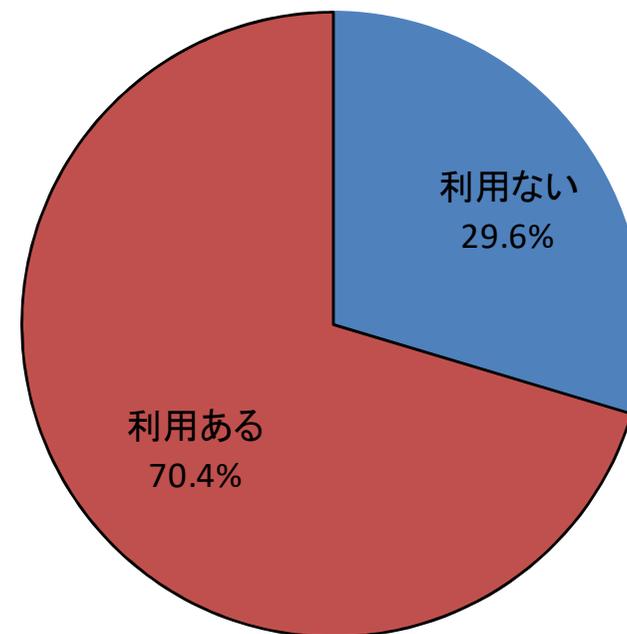
1. 自動車運転代行業の利用状況について（1）

運転代行を知っている一般ドライバー3,873人に対し、運転代行の利用経験について質問したところ、回答は以下のとおりであった。



「利用あり」は半数を超えていた前回調査の結果を下回った。

タクシー利用客6,253人に対し、運転代行の利用経験について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

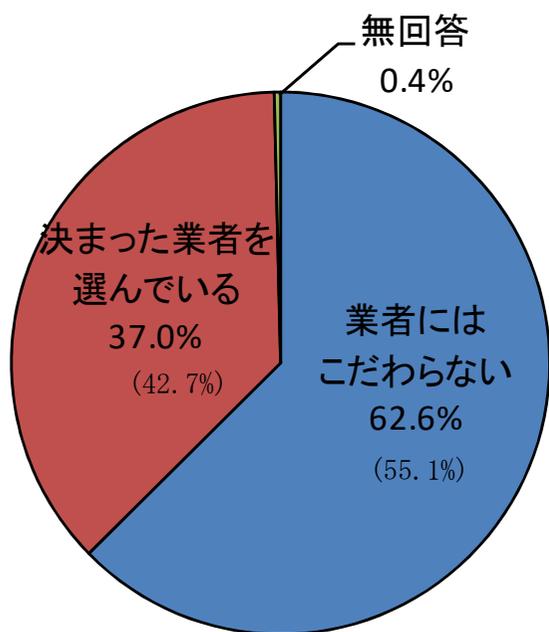


タクシー利用客の運転代行利用率は極めて高い。

1. 自動車運転代行業の利用状況について（2）

運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、運転代行を利用する際に決まった業者を選ぶようにしているかと質問したところ、回答は以下のとおりであった。

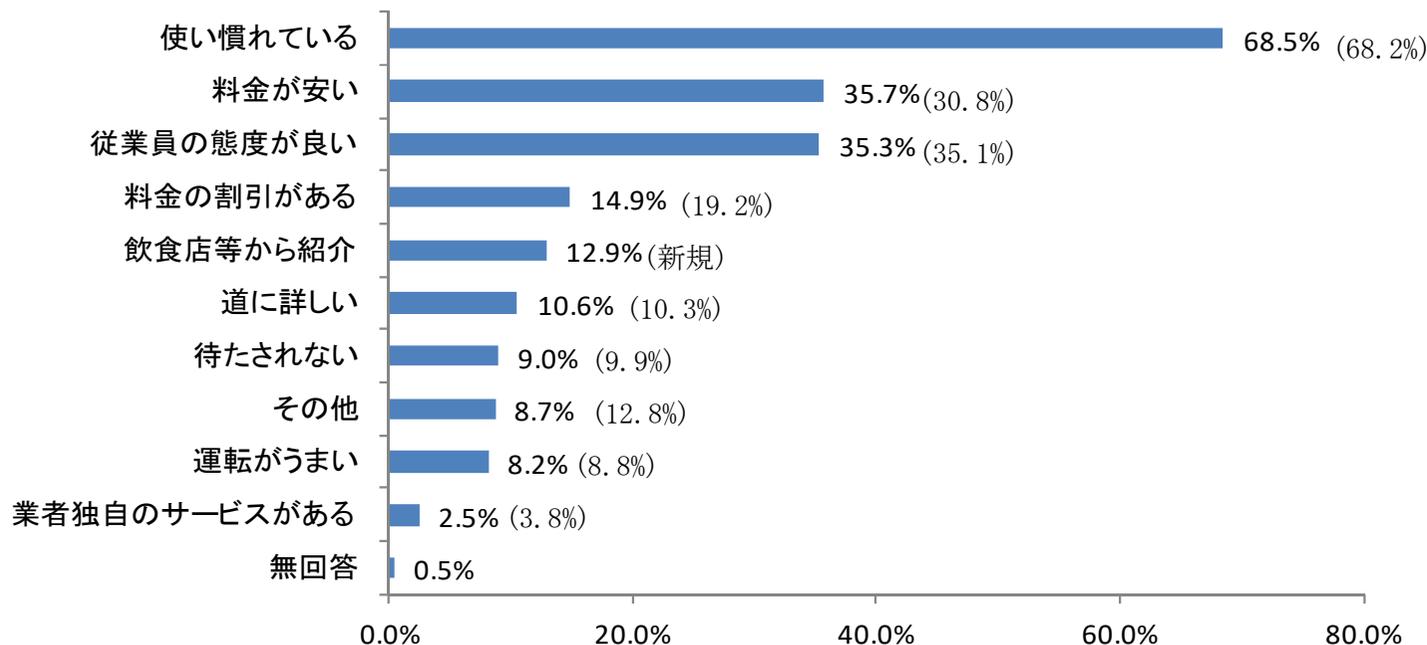
運転代行を利用する際の業者の選び方



「決まった業者を選ぶ」は前回調査の結果をやや下回った。

決まった業者を選んでいる一般ドライバー597人に対し、その理由について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

決まった業者を選ぶ理由（複数回答）

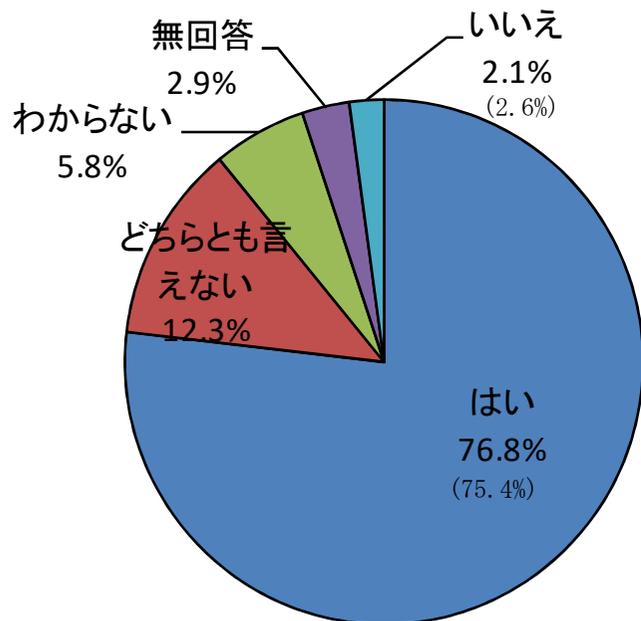


前回調査の結果同様「使い慣れている」が高い。

2. 自動車運転代行業の普及に対する考え方について

運転代行を知っている飲食店等経営者4,391人に対し、運転代行業が普及した方が良いかと質問したところ、回答は以下のとおりであった。

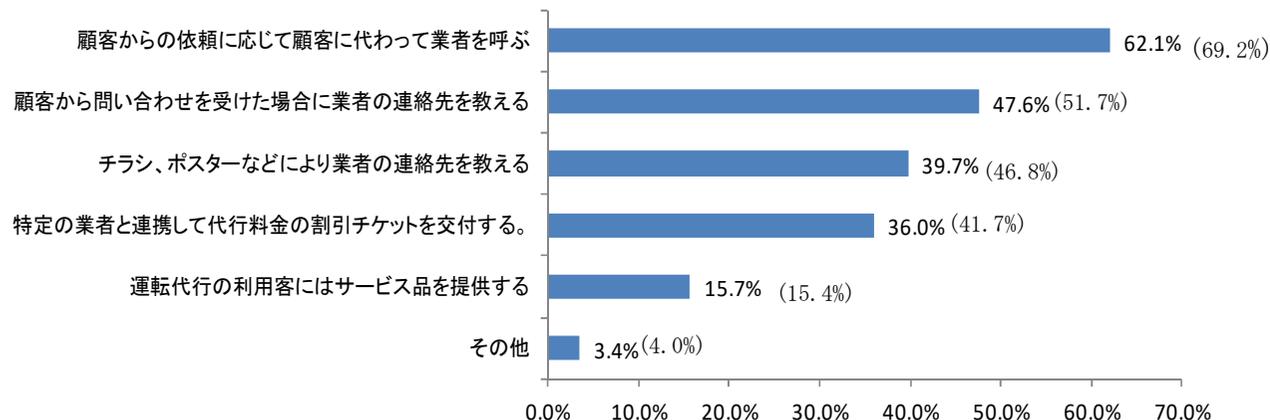
運転代行業が普及した方が良いか。



「普及した方が良い」が前回調査の結果をやや上回った。

普及した方が良いと思う飲食店等経営者3,374人に対し、普及させるためにどのような取り組みをしたら良いか質問したところ、回答は以下のとおりであった。

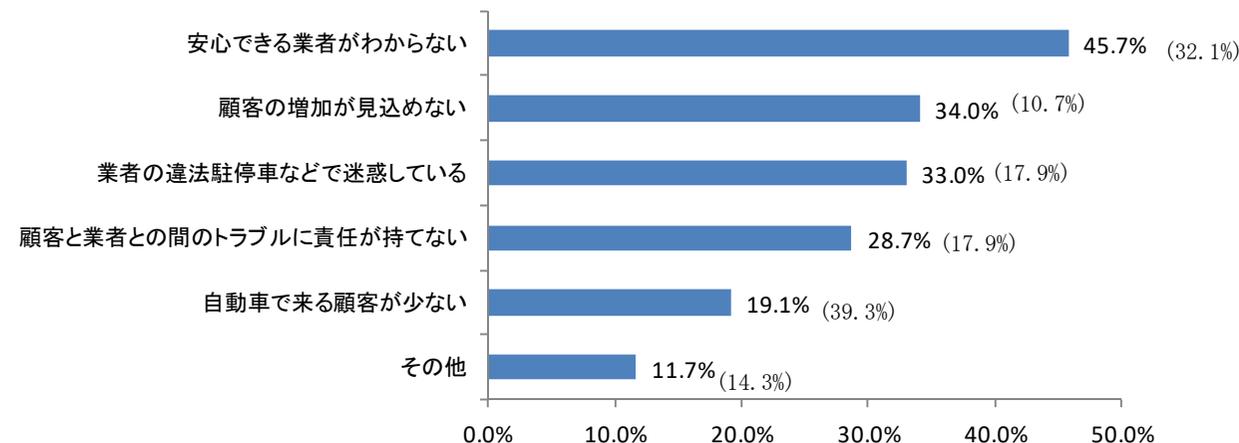
運転代行業を普及させるために飲食店等が行うべき取り組み（複数回答）



前回調査の結果同様「顧客の依頼に応じ業者を呼ぶ」が高い。

普及した方が良いと思わない飲食店等経営者94人に対し、その理由を質問したところ、回答は以下のとおりであった。

運転代行業が普及した方が良くない理由（複数回答）



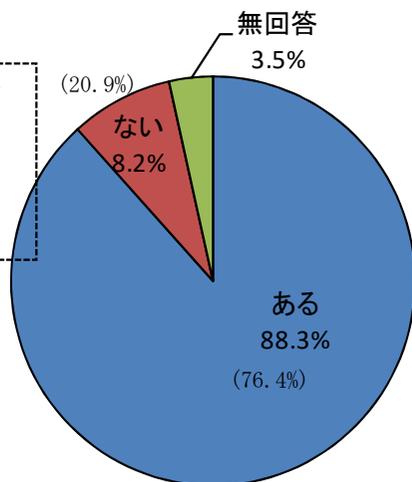
「安心できる業者がわからない」「顧客の増加が見込めない」「違法駐車等で迷惑」「トラブルに責任が持てない」が、それぞれ前回調査の結果を大きく上回った。

3. 顧客に対する自動車運転代行業者の紹介について

運転代行を知っている飲食店等経営者4,391人に対し、顧客に運転代行業者を紹介したことがあるかと質問したところ、回答は以下のとおりであった。

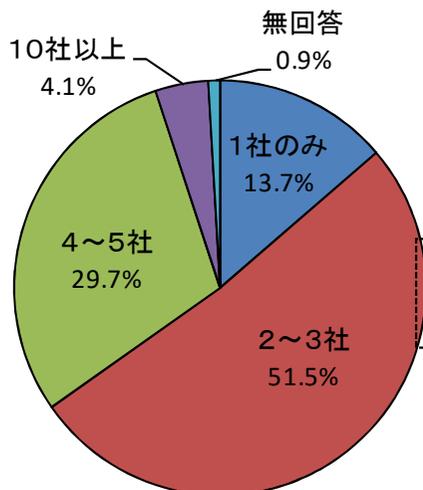
顧客に運転代行業者を紹介した経験

「紹介したことがない」が前回調査の結果から大きく下回った。



顧客に運転代行業者を紹介したことがある飲食店等経営者3,879人に対し、紹介している業者数について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

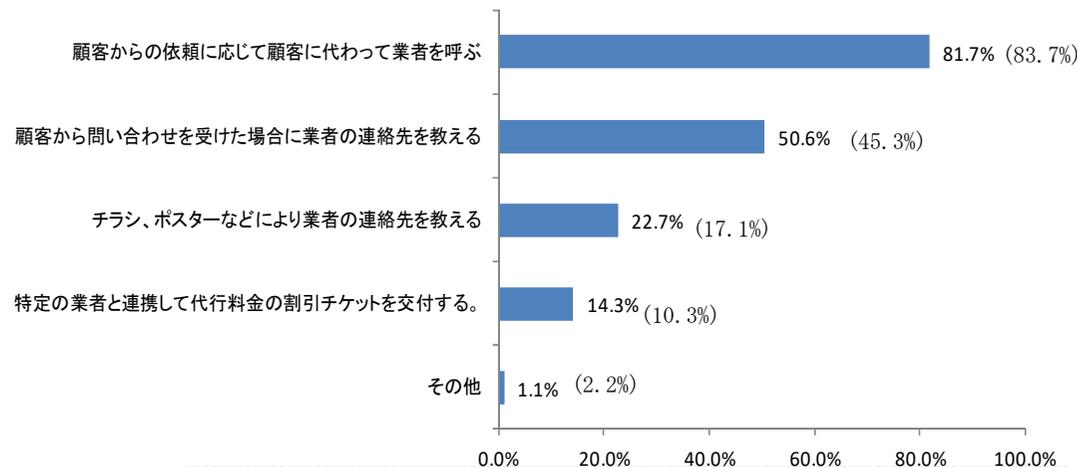
紹介している運転代行業者の数



「2~3社」が半数を占める。

運転代行業者を紹介したことがある飲食店等経営者3,879人に対し、その紹介方法を質問したところ、回答は以下のとおりであった。

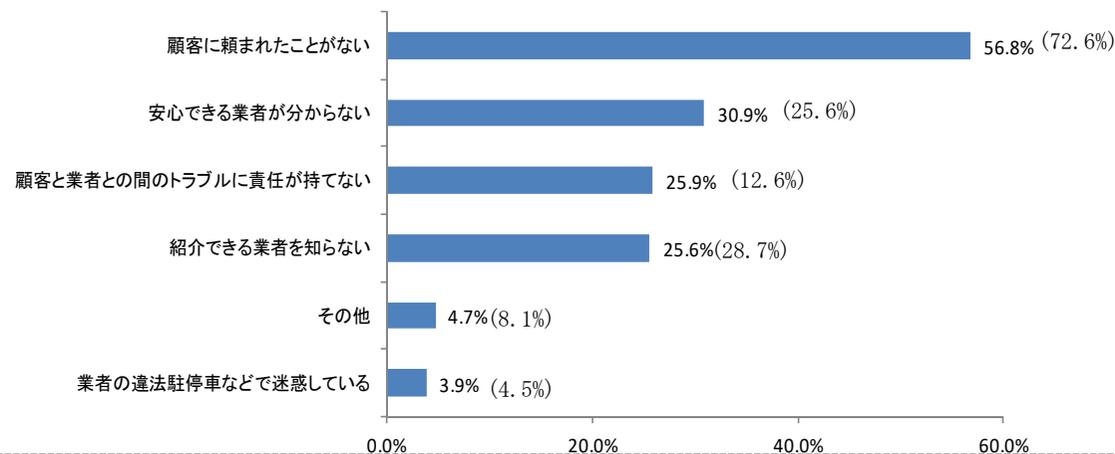
運転代行業者の紹介の方法（複数回答）



前回調査の結果同様「顧客の依頼に応じ業者を呼ぶ」が高い。

運転代行業者を紹介したことがない飲食店等経営者359人に対し、その理由を質問したところ、回答は以下のとおり。

顧客に運転代行業者を紹介したことがない理由（複数回答）



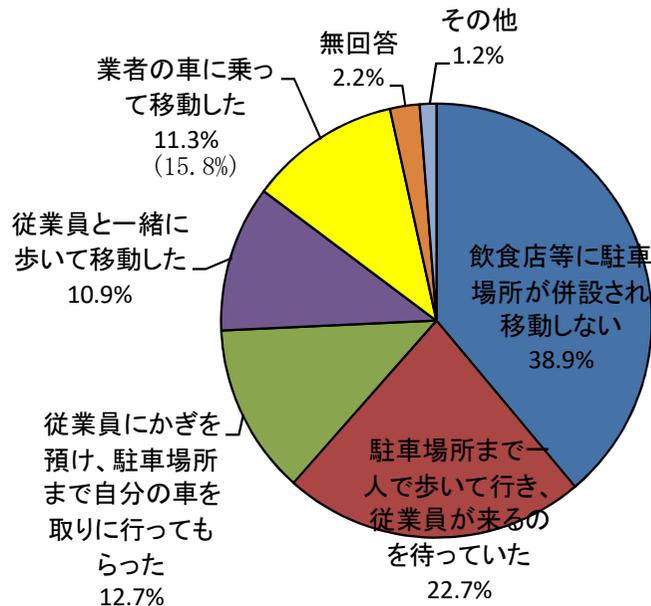
「安心できる業者が分からない」「トラブルに責任が持てない」が、それぞれ前回調査の結果を上回った。

4. 飲酒した場所から駐車場までの移動方法について（1）

運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、飲酒場所から自分の車の駐車場所への移動方法について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

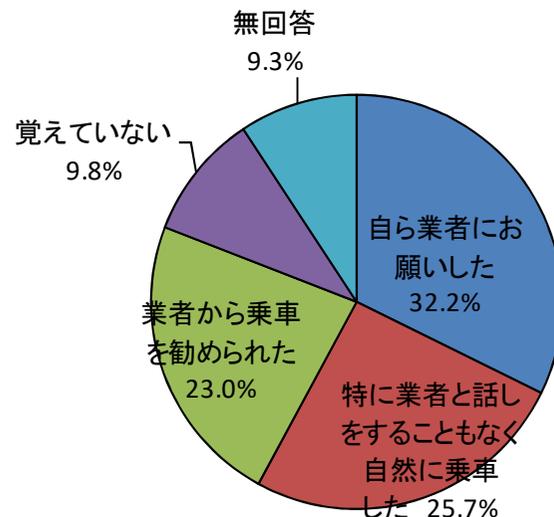
駐車場までの移動方法
（一般ドライバー）

「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）は、前回調査の結果をやや下回った。



「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）の一般ドライバー183人に対し、そのきっかけについて質問したところ、回答は以下のとおりであった。

AB間輸送のきっかけ（一般ドライバー）

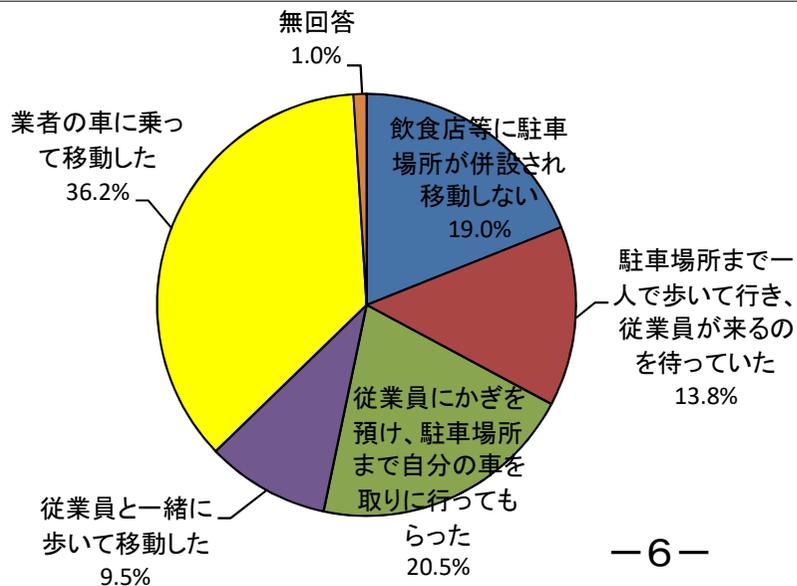


「自ら業者をお願いした」が最も高い。

運転代行の利用経験があるタクシー利用客4,405人に対し、飲酒場所から自分の車の駐車場所への移動方法について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

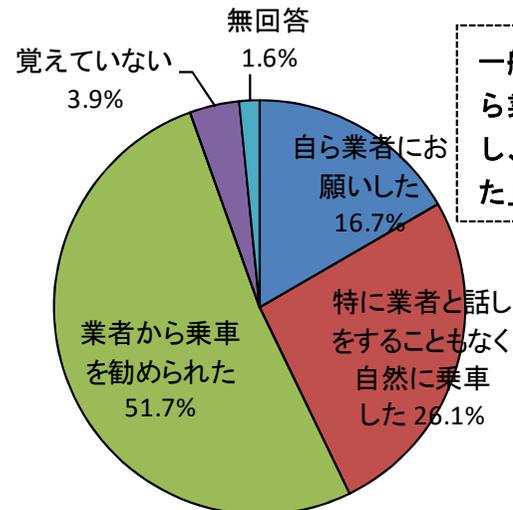
駐車場までの移動方法
（タクシー利用客）

「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）は、一般ドライバーの回答に比べ極めて高い。



「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）のタクシー利用客1,595人に対し、そのきっかけについて質問したところ、回答は以下のとおりであった。

AB間輸送のきっかけ（タクシー利用客）

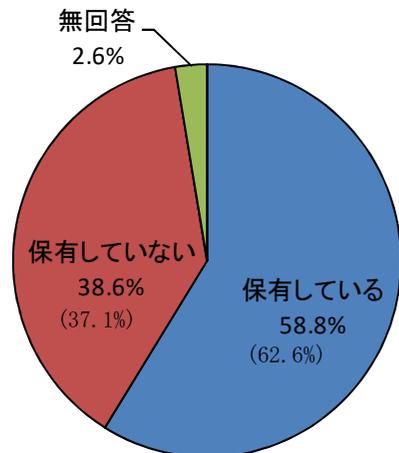


一般ドライバーに比べ、「自ら業者をお願いした」が半減し、逆に「業者から勧められた」が倍以上高い。

4. 飲酒した場所から駐車場までの移動方法について（2）

運転代行を知っている飲食店等経営者4,391人に対し、顧客用の駐車場（契約による駐車場を含む。）を保有しているかと聞いたところ、回答は以下のとおりであった。

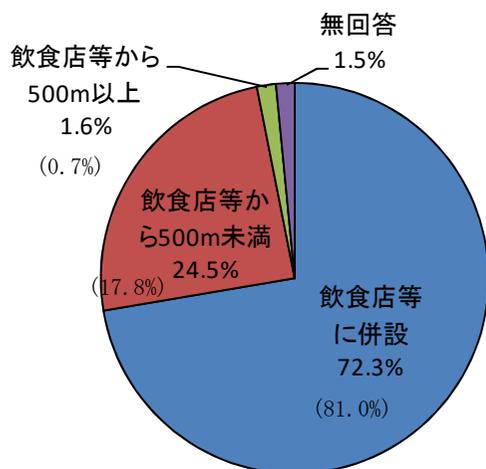
顧客用の駐車場の保有状況



前回調査の結果同様、約6割の飲食店等が駐車場を保有。

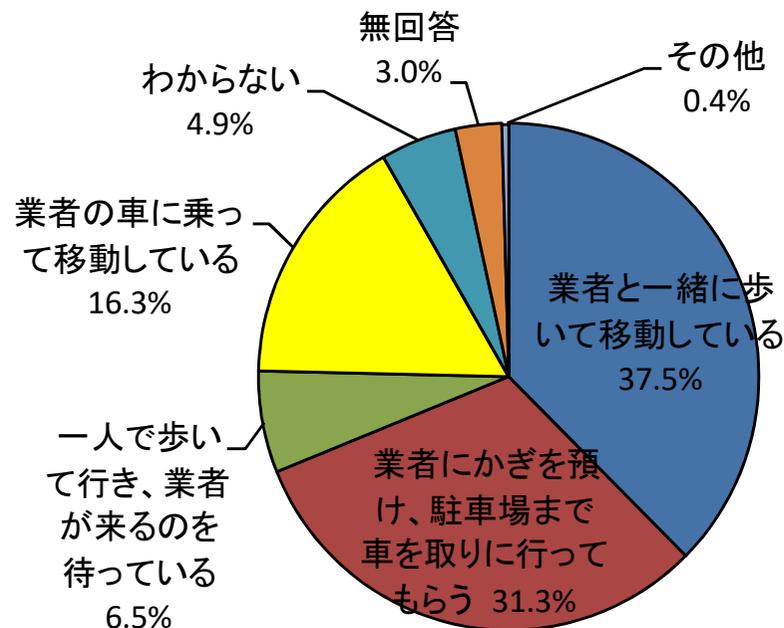
顧客用の駐車場を保有している飲食店等経営者2,582人に対し、飲食店等から駐車場までの距離を質問したところ、回答は以下のとおりであった。

飲食店等から顧客用の駐車場までの距離



飲食店等から離れている顧客用駐車場を保有する飲食店等経営者674人に対し、顧客が飲食店等から駐車場所まで移動する方法として、最も多いと思われる方法について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

顧客が飲食店等から駐車場まで移動する方法として最も多いと思われる方法

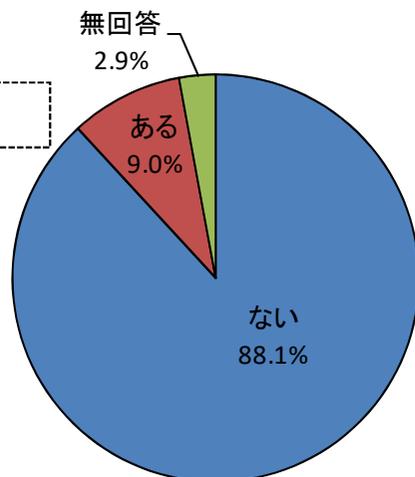


「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）は、一般ドライバーに対する同質問の回答（11.3%）よりやや高い。

5. 自動車運転代行業者の随伴車をタクシー代わりに利用した経験について（1）

運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、運転代行業者の車（随伴車）をタクシー代わりに利用（いわゆる白タク利用）した経験について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

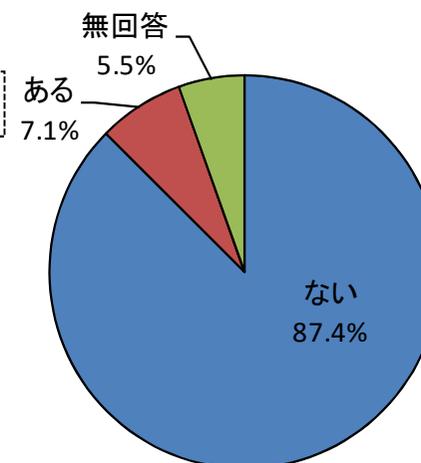
白タク利用の有無（一般ドライバー）



1割近くに経験あり。

駐車場までの移動方法が「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）の一般ドライバー183人における同質問の回答

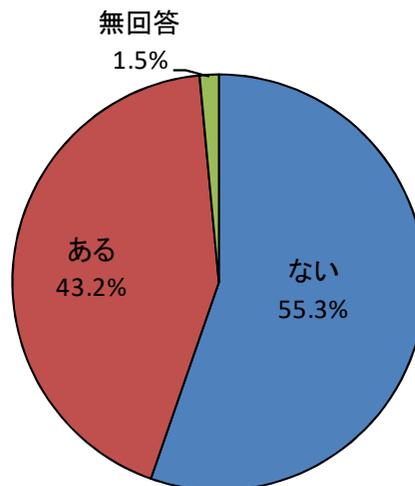
AB間ある人の白タク利用の有無（一般ドライバー）



1割近くに経験あり。

運転代行の利用経験があるタクシー利用客4,405人に対し、運転代行業者の車（随伴車）をタクシー代わりに利用（いわゆる白タク利用）した経験について質問したところ、回答は以下のとおり。

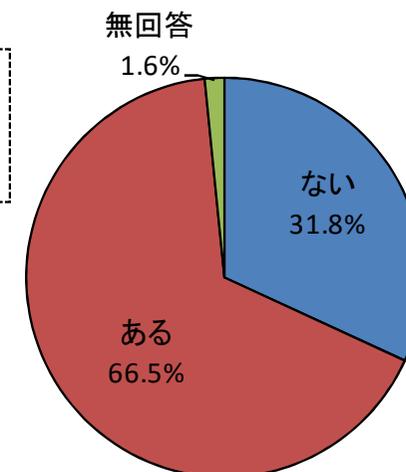
白タク利用の有無（タクシー利用者）



経験ありは、一般ドライバーの回答に比べ極めて高い。

駐車場までの移動方法が「業者の車に乗って移動」（いわゆるAB間輸送）のタクシー利用客1,595人における同質問の回答

AB間ある人の白タク利用の有無（タクシー利用者）

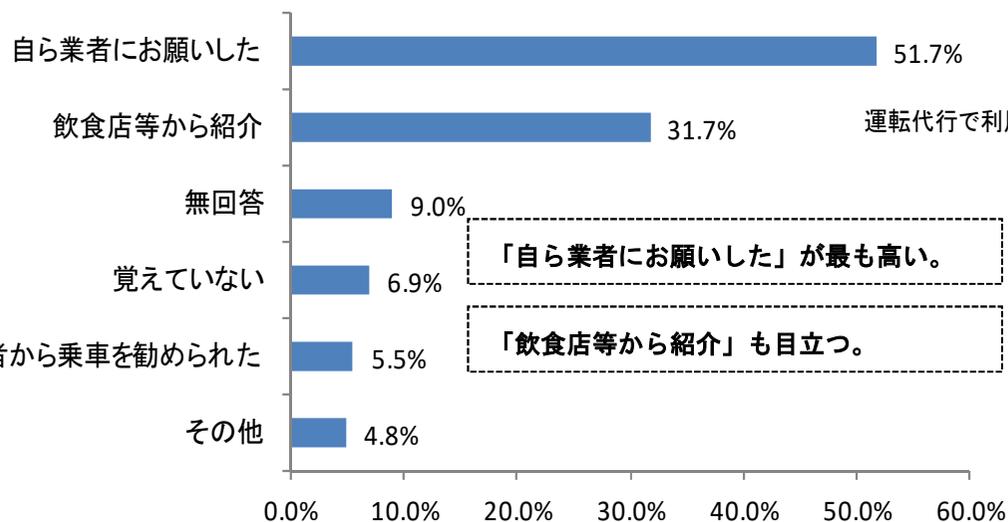


経験ありは、一般ドライバーの回答に比べ極めて高い。

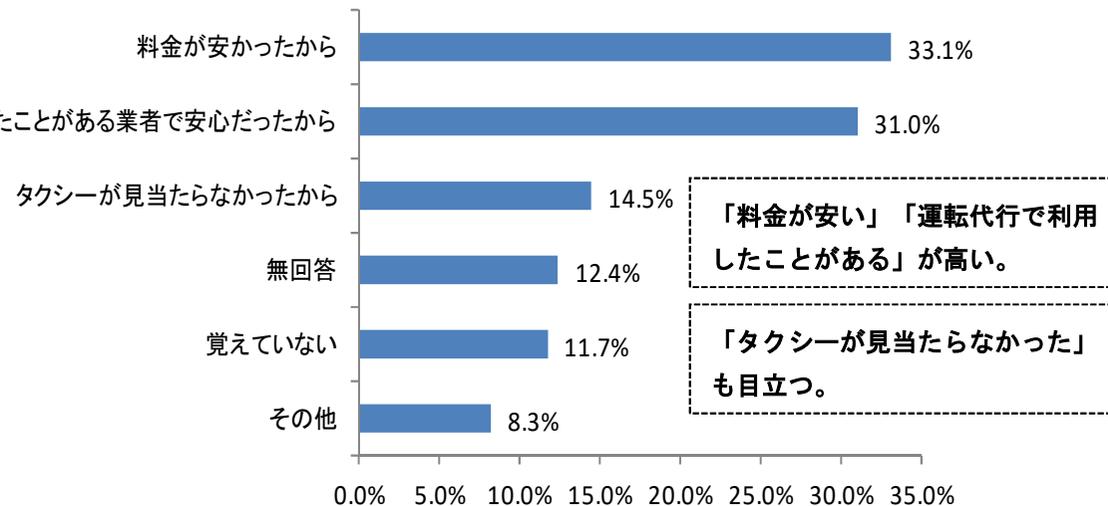
5. 自動車運転代行業者の随伴車をタクシー代わりに利用した経験について（2）

運転代行業者の車（随伴車）をタクシー代わりに利用（いわゆる白タク利用）した経験のある一般ドライバー145人に対し、そのきっかけ及び理由について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

白タク利用のきっかけ（一般ドライバー）（複数回答）

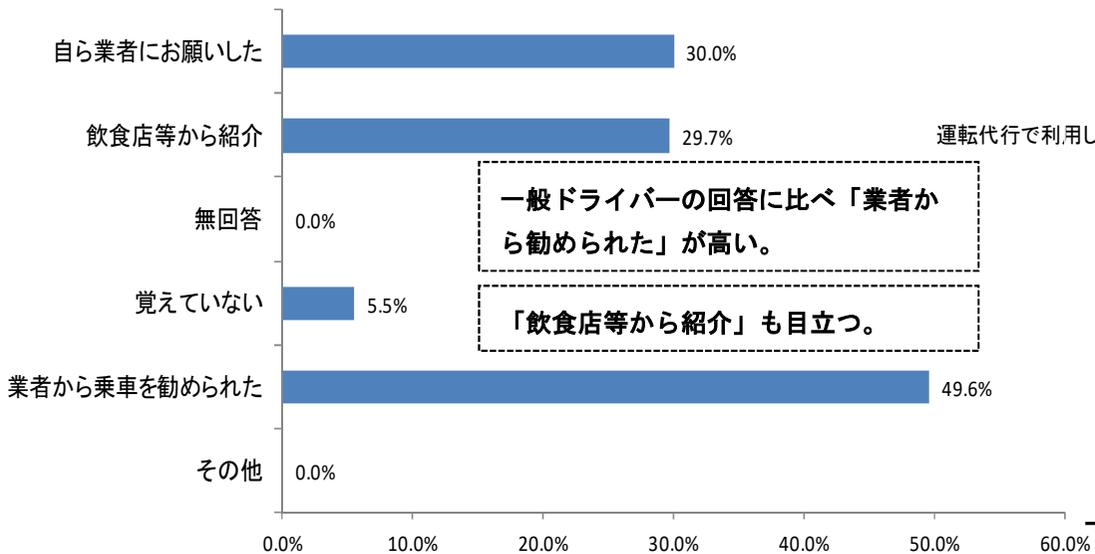


白タク利用の理由（一般ドライバー）（複数回答）

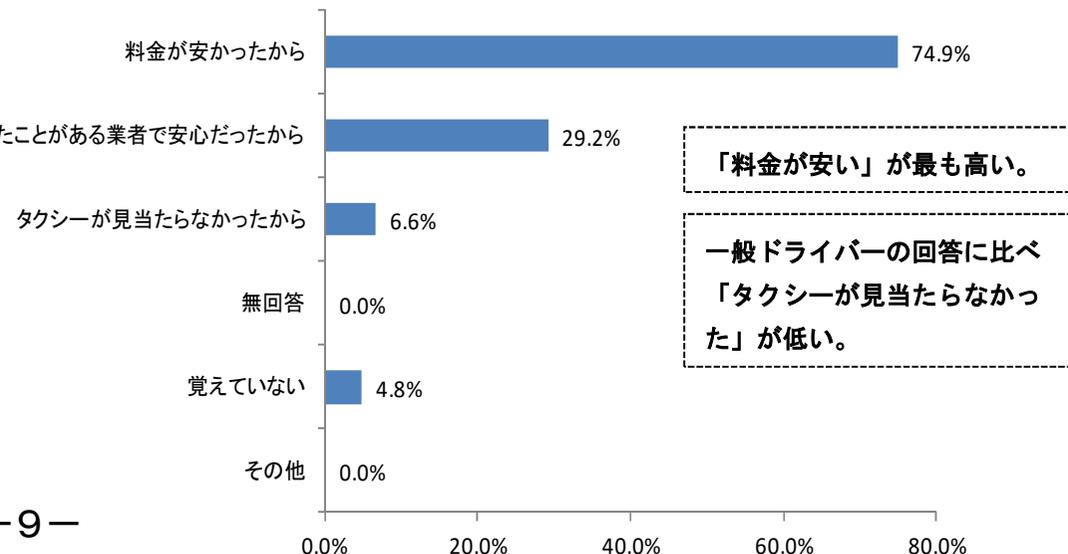


運転代行業者の車（随伴車）をタクシー代わりに利用（いわゆる白タク利用）した経験のあるタクシー利用客1,901人に対し、そのきっかけ及び理由について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

白タク利用のきっかけ（タクシー利用客）（複数回答）

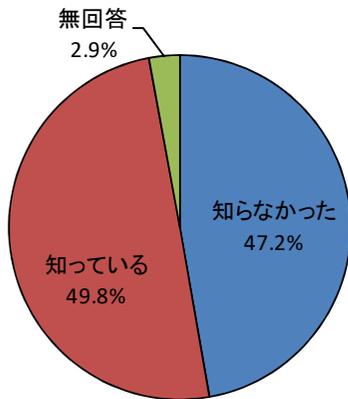


白タク利用の理由（タクシー利用客）（複数回答）



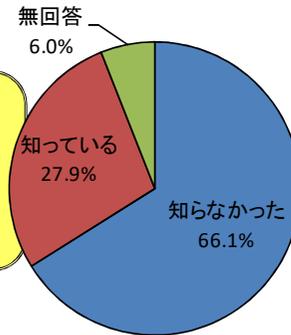
6. 自動車運転代行業者が随伴車に客を乗せることは違法性が高いことの認識について

白タク等の違法性認知(一般ドライバー)



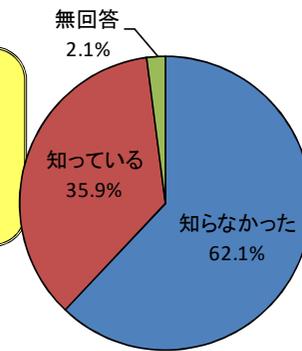
運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、運転代行業者が随伴車に客を乗車させることは違法性が高い行為であることを知っているかと質問したところ、回答は右のとおりであった。

AB間ある人の違法性認知(一般ドライバー)



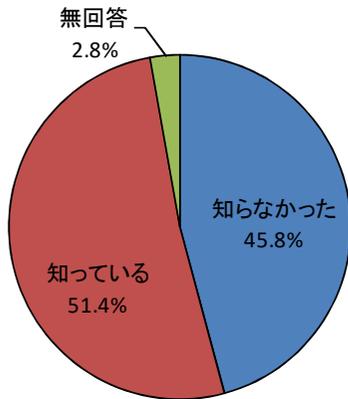
駐車場までの移動方法が「業者の車に乗って移動」(いわゆるAB間輸送)の一般ドライバー183人における同質問の回答

白タクある人の違法性認知(一般ドライバー)



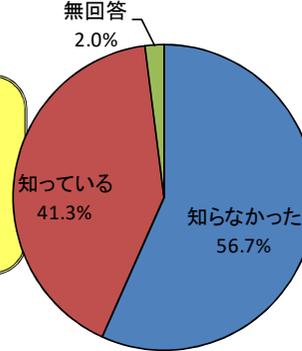
随伴車をタクシー代わりに利用(いわゆる白タク利用)した経験のある一般ドライバー145人における同質問の回答

白タク等の違法性認知(タクシー利用客)



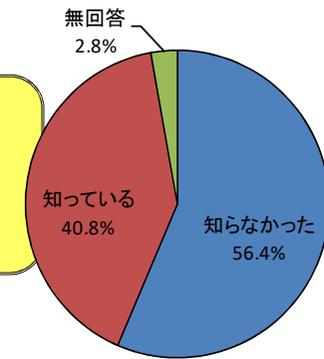
運転代行の利用経験があるタクシー利用客4,405人に対し、上記質問をしたところ、回答は右のとおりであった。

AB間ある人の違法性認知(タクシー利用客)



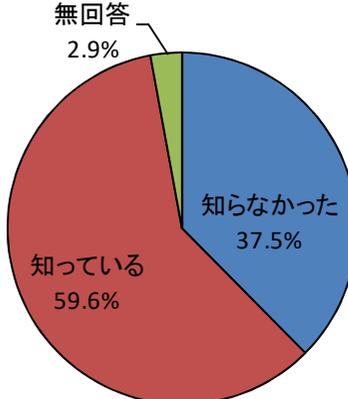
駐車場までの移動方法が「業者の車に乗って移動」(いわゆるAB間輸送)のタクシー利用客1,595人における同質問の回答

白タクある人の違法性認知(タクシー利用客)



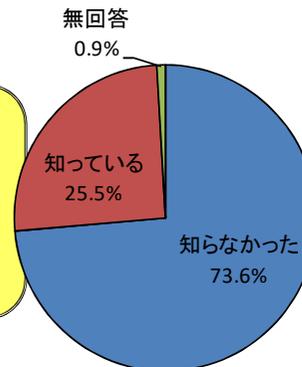
随伴車をタクシー代わりに利用(いわゆる白タク利用)した経験のあるタクシー利用客1,901人における同質問の回答

白タク等の違法性認知(飲食店等経営者)



運転代行を知っている飲食店等経営者4,391人に対し、上記質問をしたところ、回答は右のとおりであった。

AB間あると思う人の違法性認知(飲食店等経営者)



顧客の駐車場までの移動方法が「業者の車に乗って移動」(いわゆるAB間輸送)が最も多いと思う飲食店等経営者110人における同質問の回答

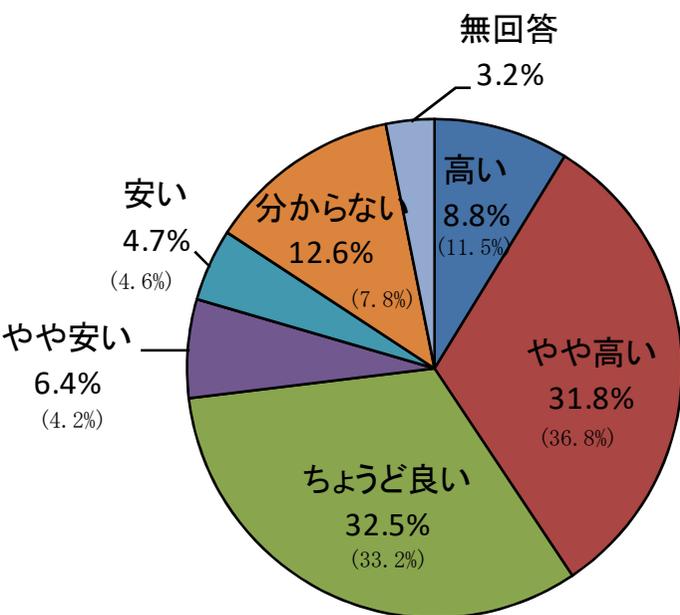
4割から5割近くの回答者に違法性の認識がない。

いわゆるAB間輸送または白タク利用の経験等がある回答者においては、半数以上に違法性の認識がない。

7. 自動車運転代行業の料金に対する意識等について

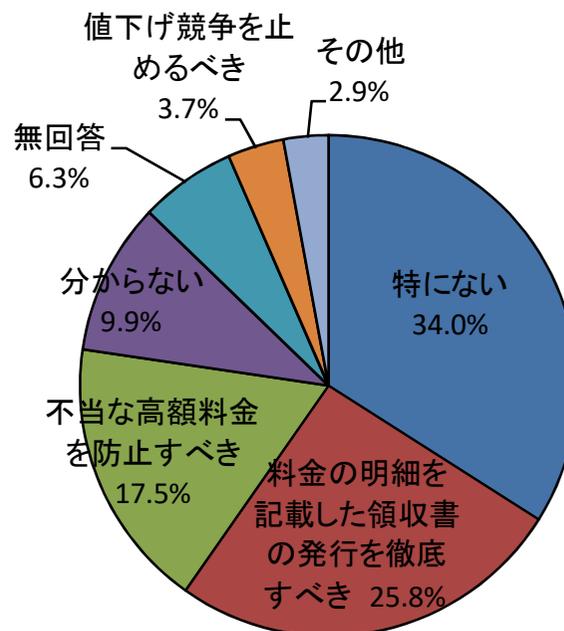
運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、運転代行の料金に関する質問として、
 ○運転代行料金の程度についてどのように感じたか。
 ○運転代行料金に望むことはあるか。
 ○運転代行を利用する際、業者から支払う料金概算額について説明があったか。
 について聞いたところ、回答は以下のとおりであった。

運転代行料金の感じ方



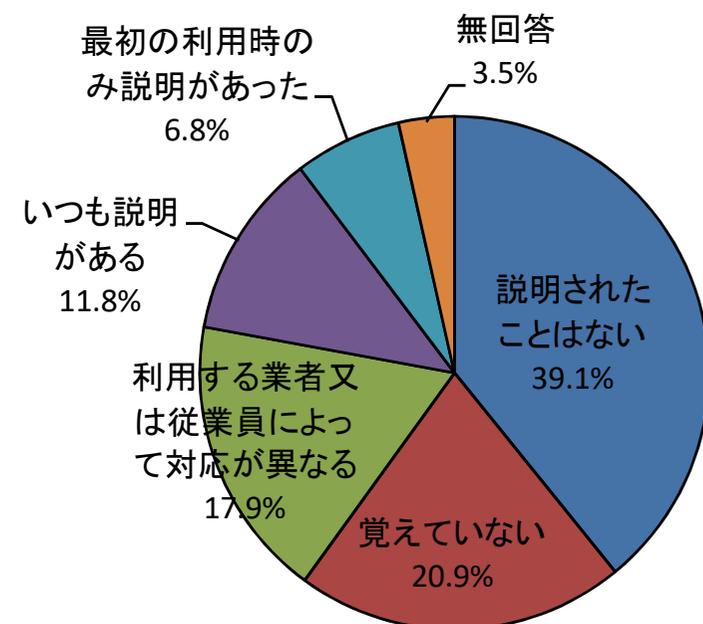
「高い・やや高い」は前回調査の結果をやや下回り、逆に「安い・やや安い」はやや上回った。

運転代行料金に望むこと



不当な高額料金の請求を懸念する回答（明細な領収書の発行、不当な高額料金の防止）が4割以上。

運転代行利用の際の料金概算説明の有無

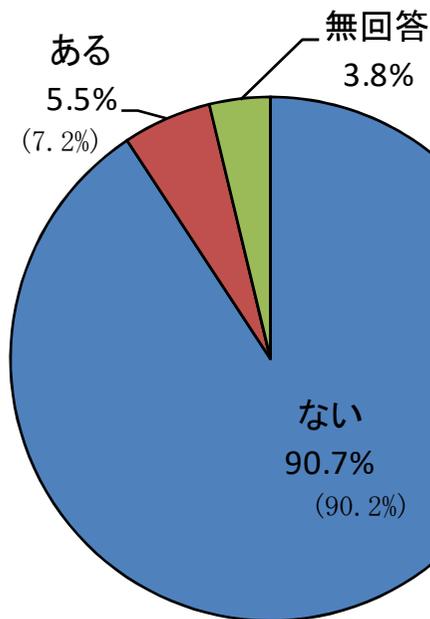


「説明されたことはない」が約4割。

8. 自動車運転代行業の利用に際してのトラブルについて

運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、運転代行を利用した際に何らかのトラブルを体験したことがあるか質問したところ、回答は以下のとおりであった。

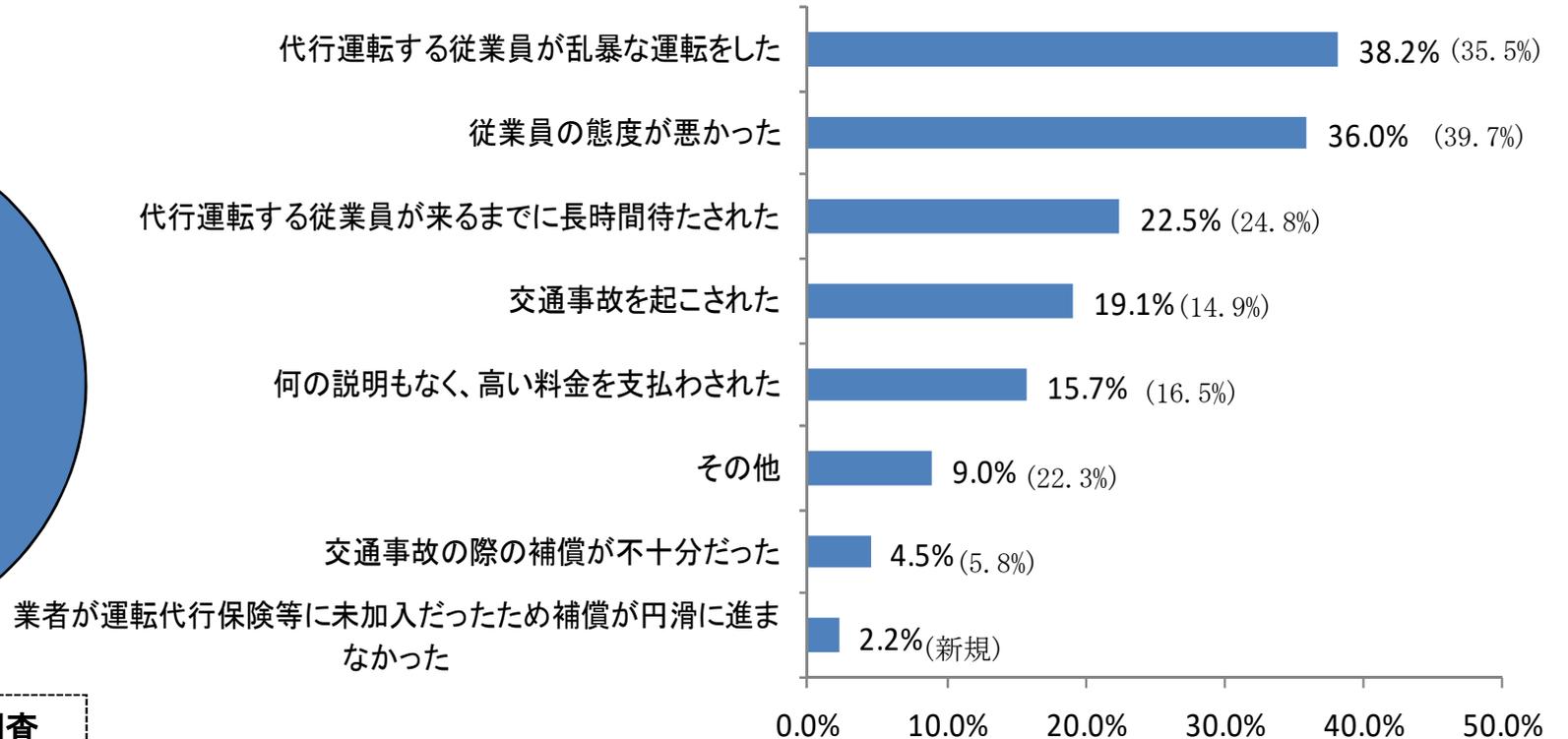
トラブルの経験



「トラブルあり」は前回調査の結果をやや下回った。

トラブルの経験がある一般ドライバー89人に対し、トラブル内容について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

トラブル内容（複数回答）



前回調査の結果同様「乱暴運転」「態度が悪い」が高い。

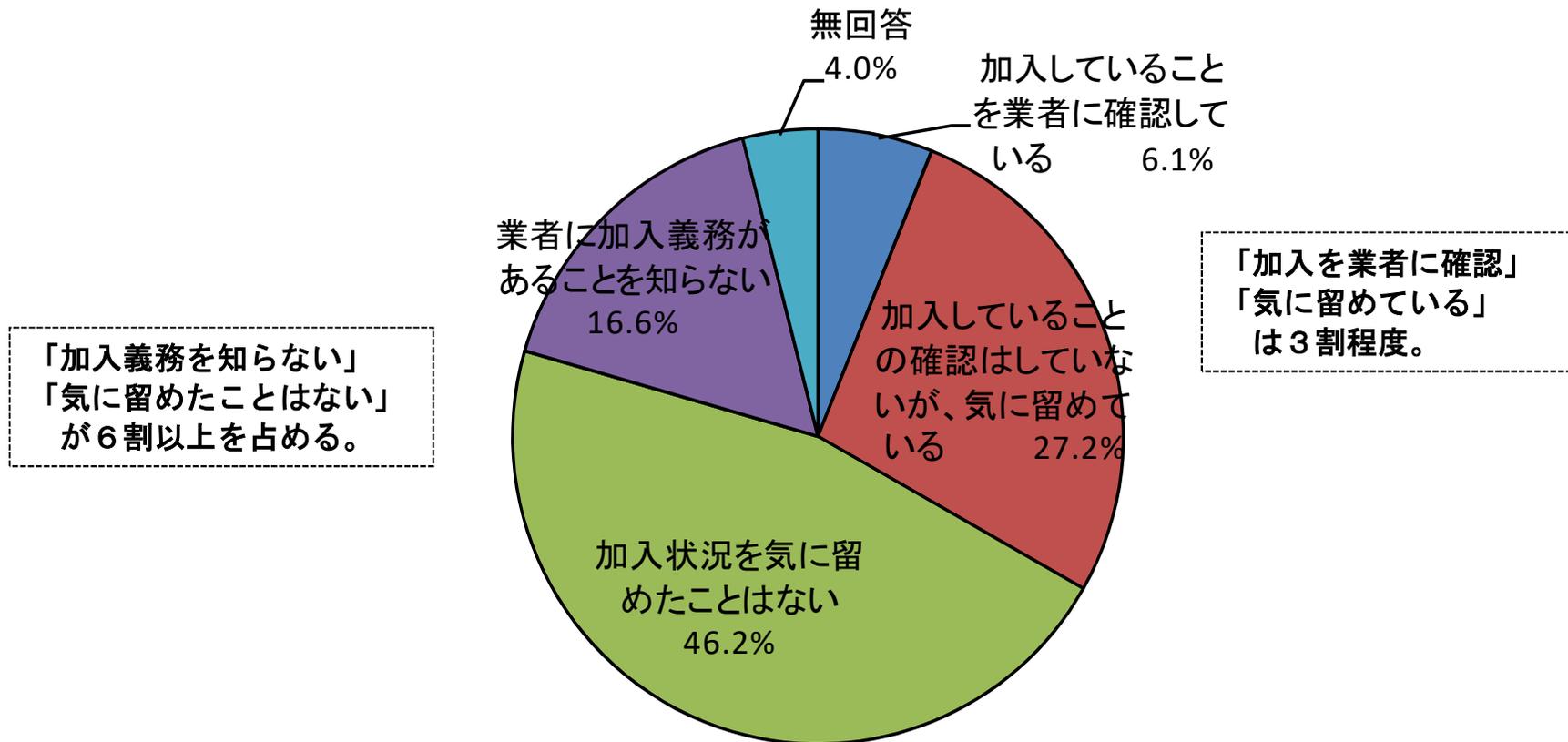
「乱暴運転」「事故を起こされた」は前回調査の結果をやや上回った。

新たな選択肢「運転代行保険等未加入に伴うトラブル」の回答は低い。

9. 利用者の損害を賠償するための保険または共済（運転代行保険等）に関する意識について

運転代行の利用経験がある一般ドライバー1,613人に対し、運転代行を利用する際、業者が運転代行保険等に加
入していることを気に留めているか質問したところ、回答は以下のとおりであった。

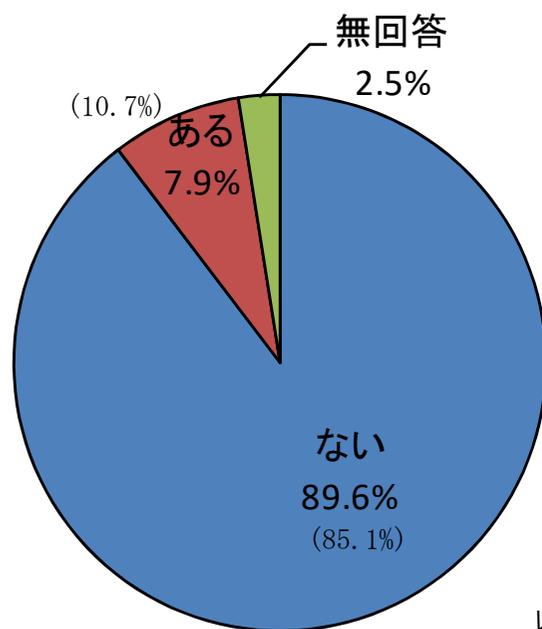
運転代行保険等の加入に関する意識



10. 自動車運転代行業を利用できなかった（しなかった）理由について

運転代行を知っている一般ドライバー3,873人に対し、運転代行を利用しようとしたが、利用できなかった（しなかった）経験があるか質問したところ、回答は以下のとおりであった。

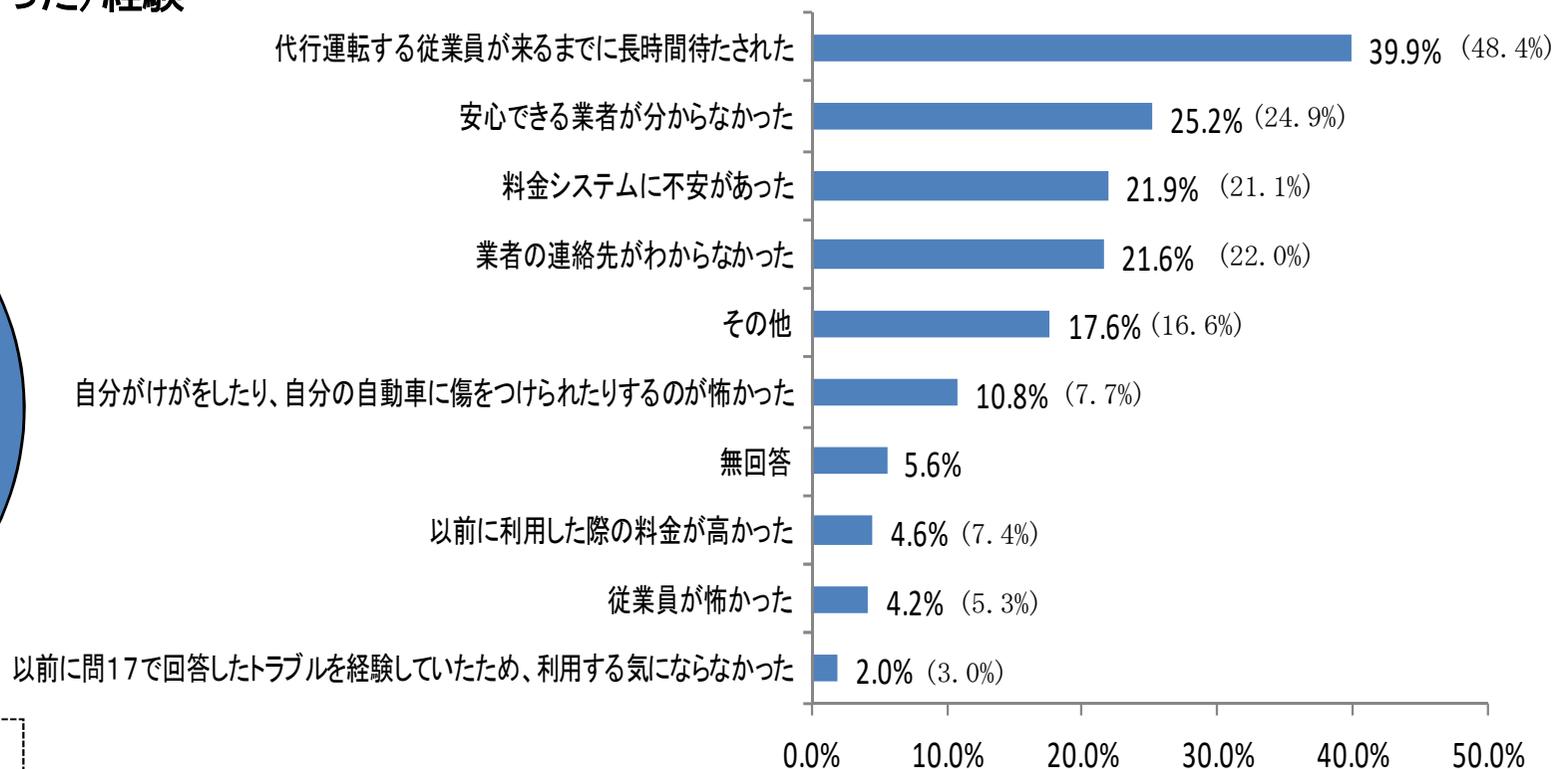
運転代行を利用できなかった（しなかった）経験



「利用できなかったことがある」は前回調査の結果をやや下回った。

利用できなかった（しなかった）経験がある一般ドライバー306人に対し、その理由について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

利用できなかった（しなかった）理由（複数回答）



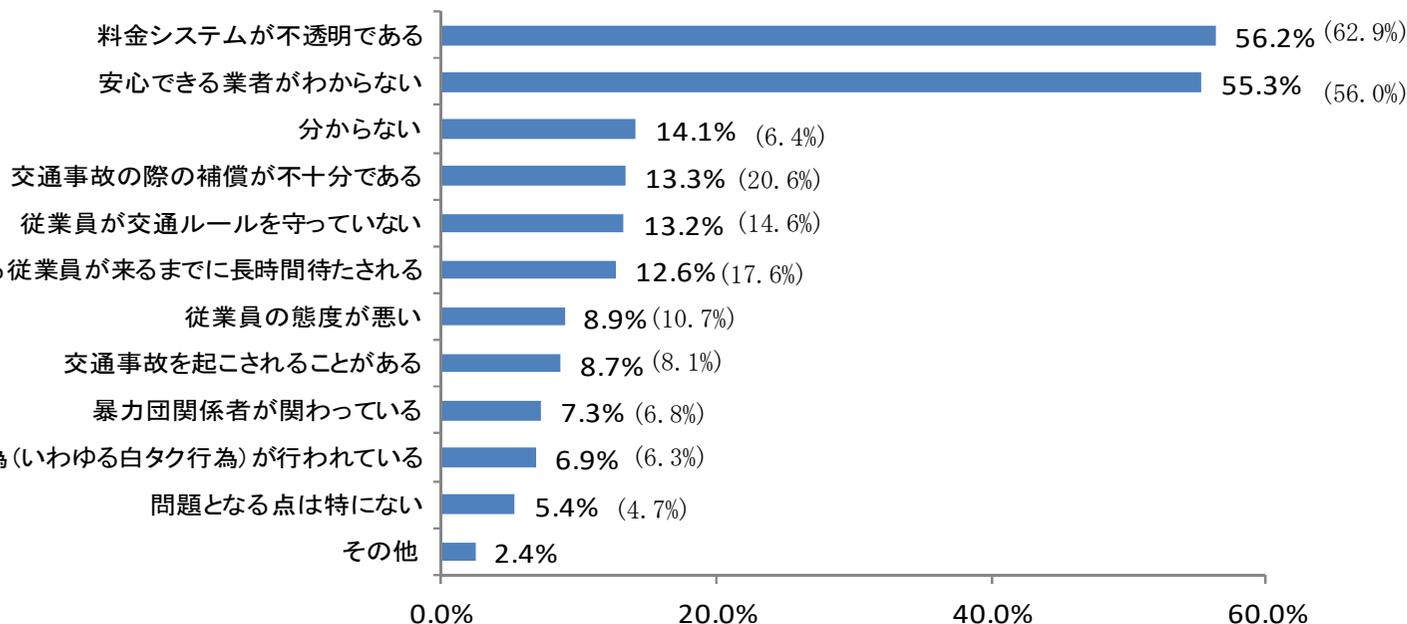
前回調査の結果同様「長時間待たされた」が高いが、前回調査の結果をやや下回った。

「安心できる業者が分からなかった」「料金システムに不安」「けが、車に傷付けられるおそれ」が、それぞれ前回調査の結果をやや上回った。

11. 自動車運転代行業の普及に当たっての問題点について（1）

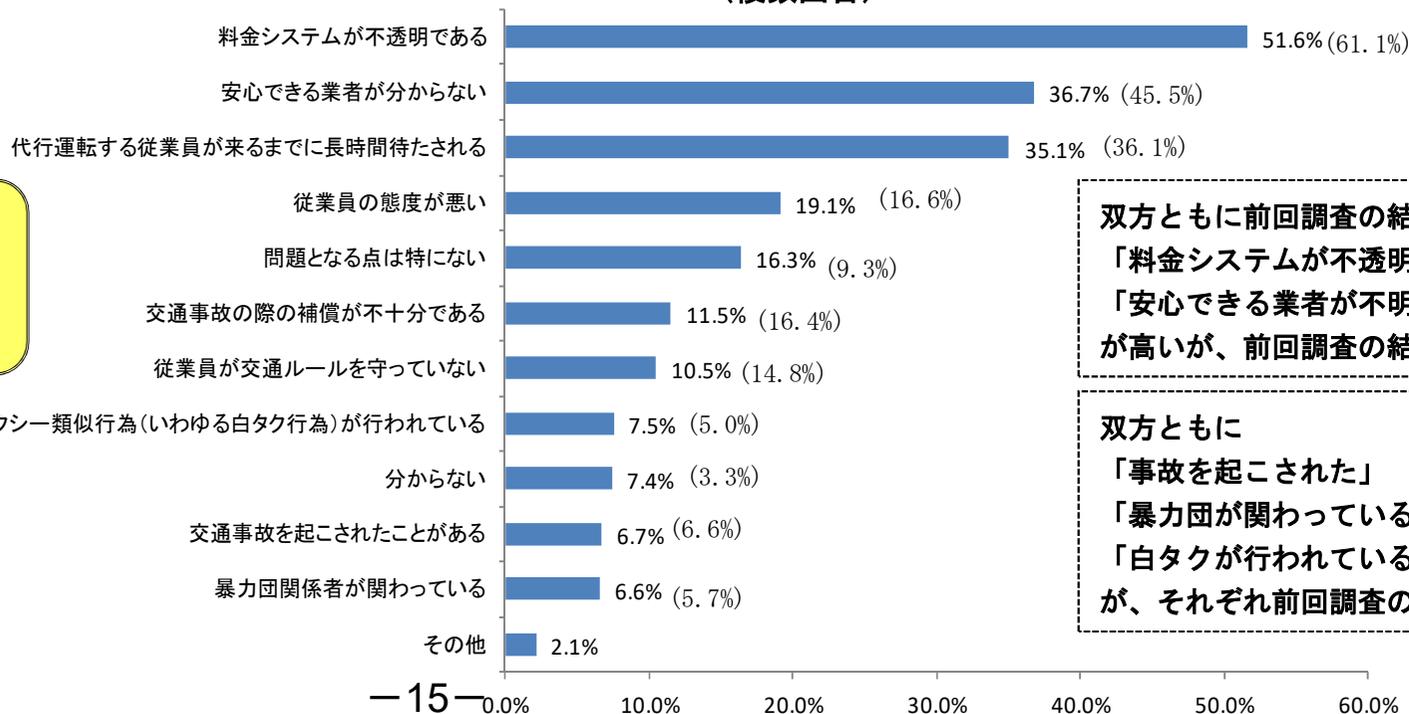
運転代行を知っている一般ドライバー3,873人に対し、運転代行が多くの人に利用されるようにするに当たっての問題点について質問したところ、回答は右のとおりであった。

運転代行の問題点（一般ドライバー）（複数回答）



業者の自動車による違法なタクシー類似行為（いわゆる白タク行為）が行われている

運転代行の問題点（飲食店等経営者）（複数回答）



運転代行を知っている飲食店等経営者4,391人に対し、上記質問をしたところ、回答は右のとおりであった。

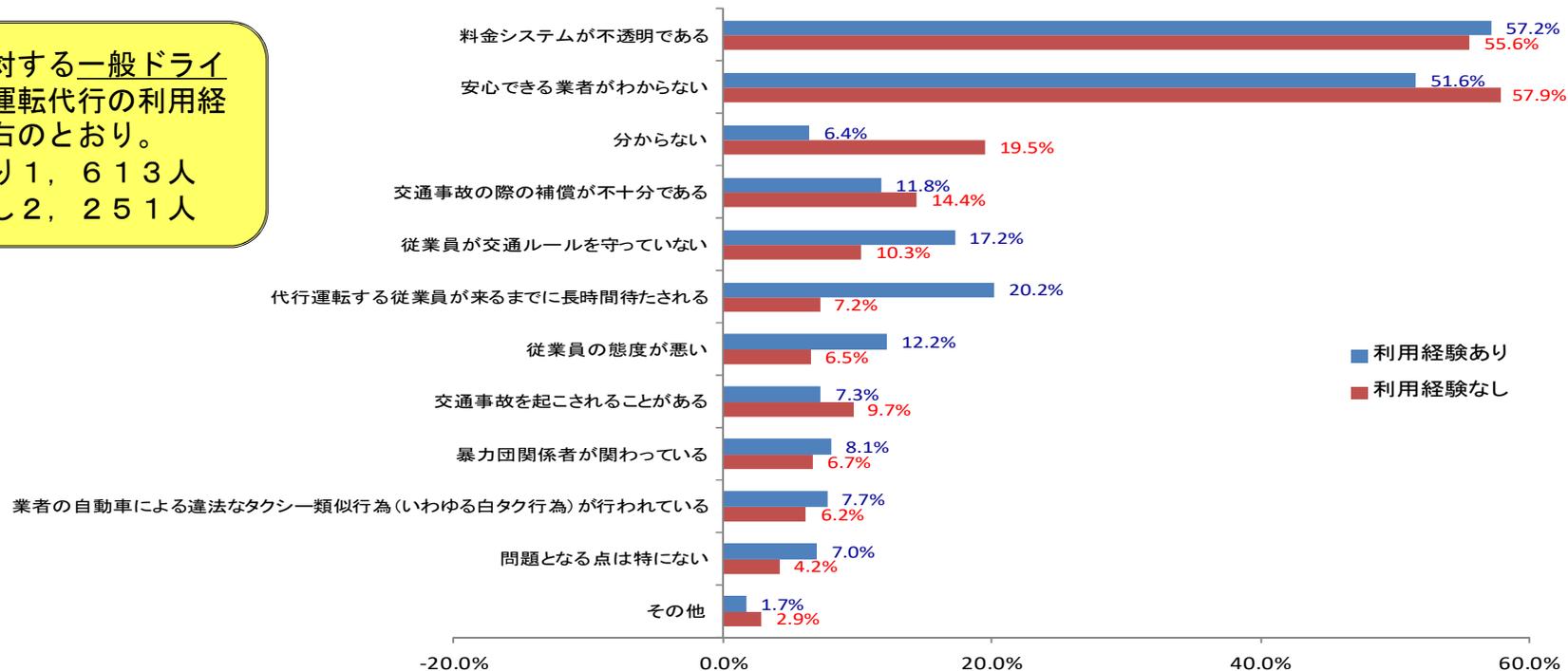
双方ともに前回調査の結果同様
「料金システムが不透明」
「安心できる業者が不明」
が高いが、前回調査の結果をやや下回った。

双方ともに
「事故を起こされた」
「暴力団が関わっている」
「白タクが行われている」
が、それぞれ前回調査の結果をやや上回った。

11. 自動車運転代行業の普及に当たっての問題点について（2）

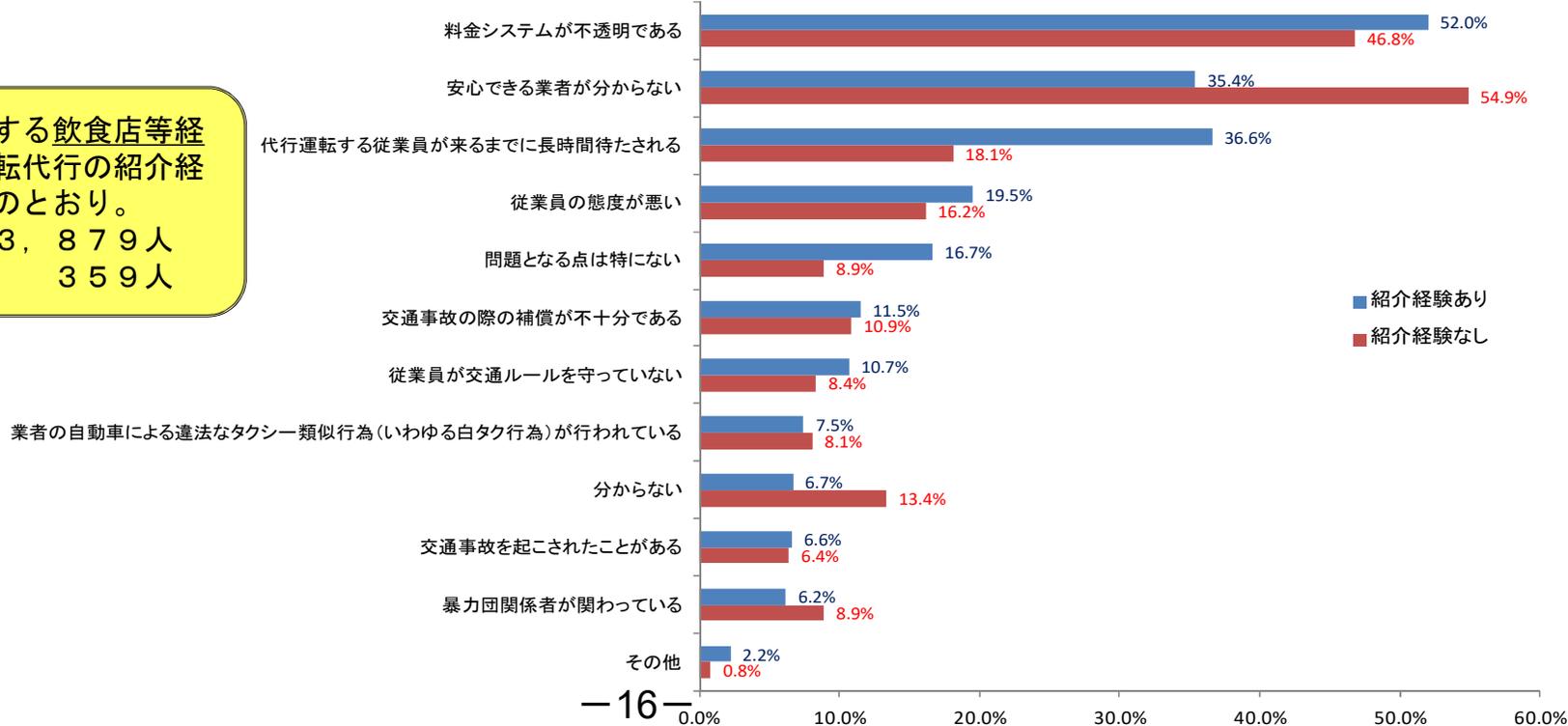
前頁の質問に対する一般ドライバーの回答を運転代行の利用経験別でみると右のとおり。

- ・ 利用経験あり 1, 613人
- ・ 利用経験なし 2, 251人



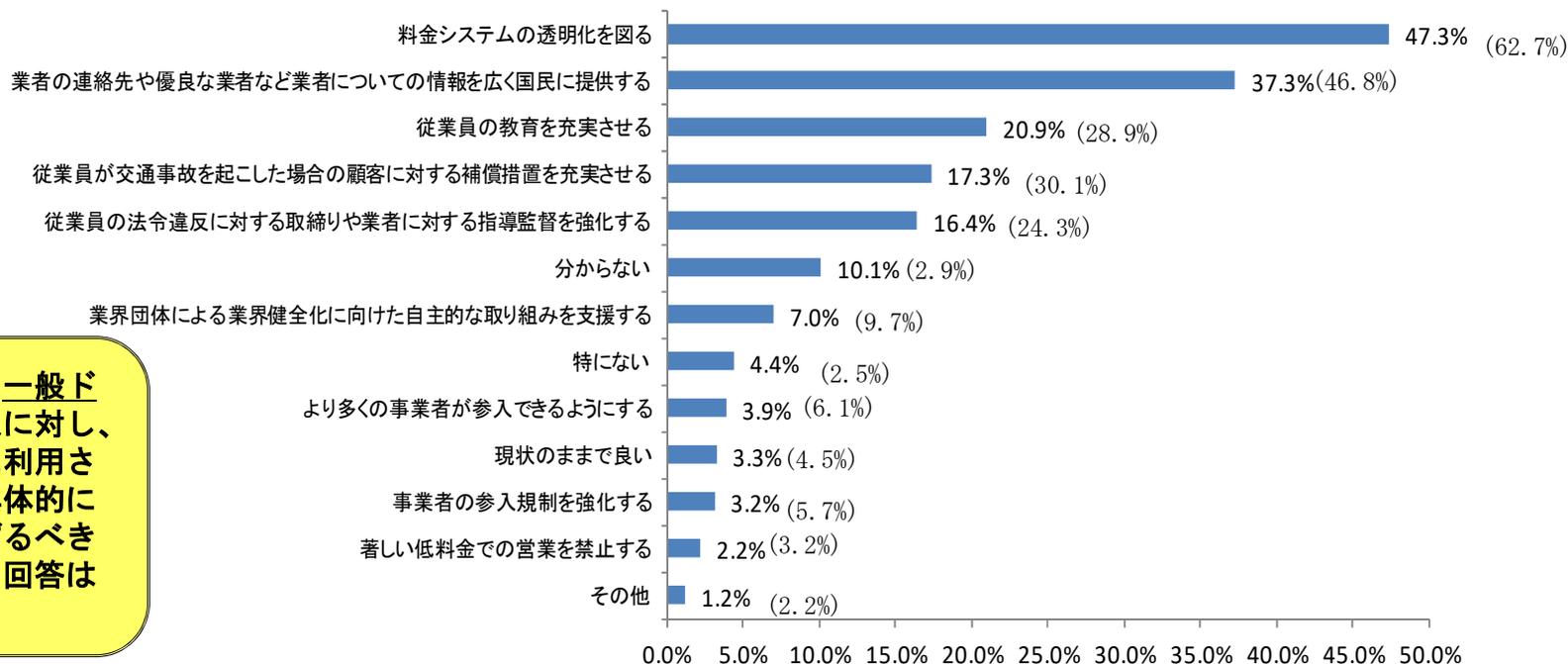
前頁の質問に対する飲食店等経営者の回答を運転代行の紹介経験別でみると右のとおり。

- ・ 紹介経験あり 3, 879人
- ・ 紹介経験なし 359人



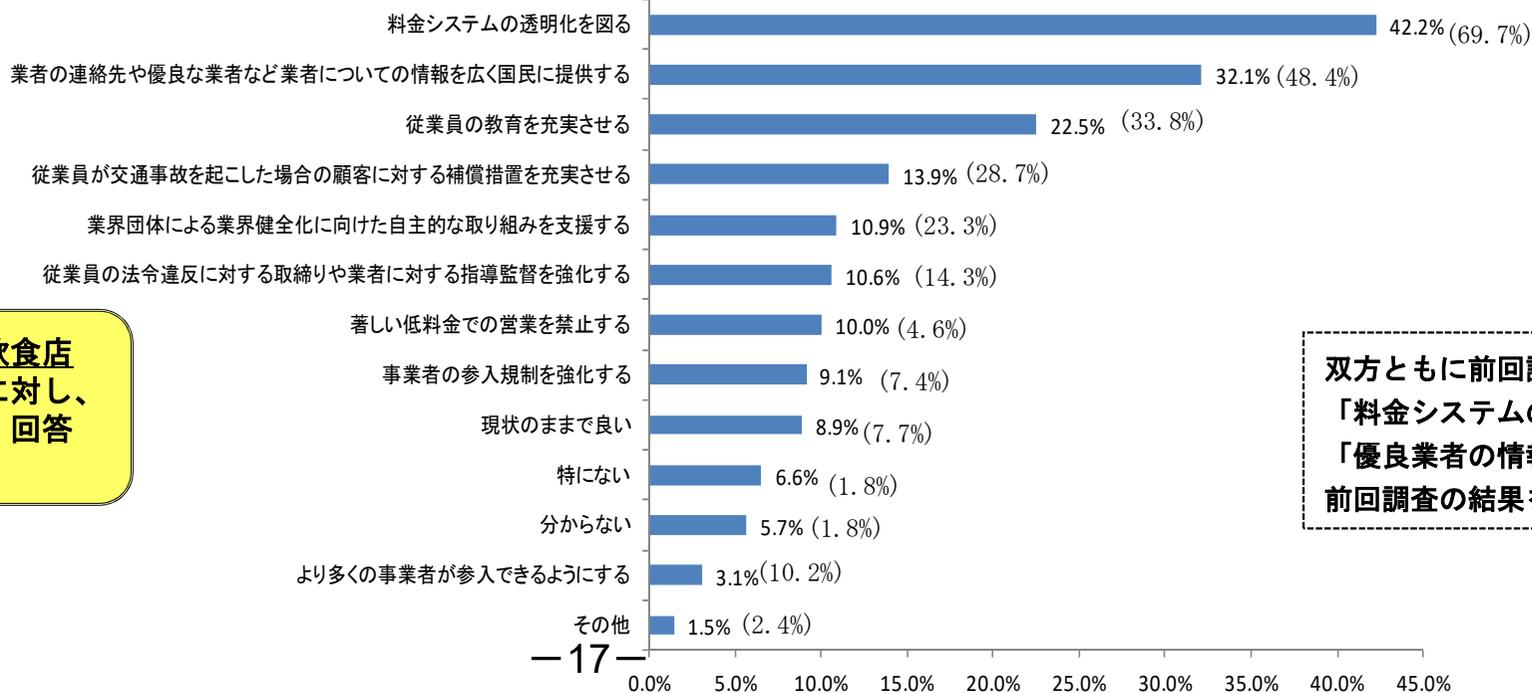
12. 自動車運転代行業の普及方策について（1）

運転代行が利用されるための方策（一般ドライバー）（3つまで複数回答）



運転代行を知っている一般ドライバー3,873人に対し、運転代行が多くの人に利用されるようにするため具体的にどのような方策を講ずるべきかと質問したところ、回答は右のとおりであった。

運転代行業が利用されるための方策（飲食店等経営者）（3つまで複数回答）



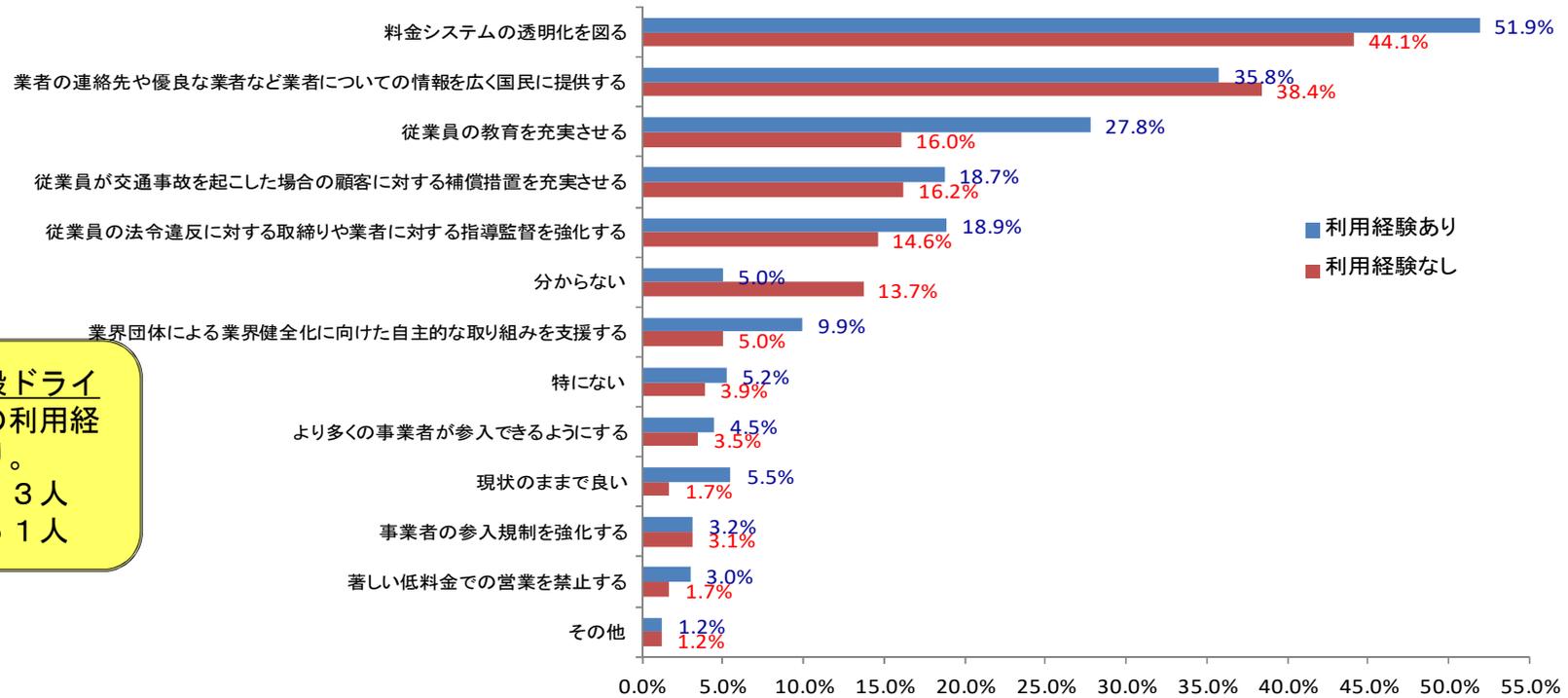
運転代行を知っている飲食店等経営者4,391人に対し、上記質問をしたところ、回答は右のとおりであった。

双方ともに前回調査の結果同様「料金システムの透明化」「優良業者の情報提供」が高いが、前回調査の結果を下回った。

12. 自動車運転代行業の普及方策について（2）

前頁の質問に対する一般ドライバーの回答を運転代行の利用経験別で見ると右のとおり。

- ・ 利用経験あり 1, 613人
- ・ 利用経験なし 2, 251人



前頁の質問に対する飲食店等経営者の回答を運転代行の紹介経験別で見ると右のとおり。

- ・ 紹介経験あり 3, 879人
- ・ 紹介経験なし 359人

